

様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21 年 5 月 18 日現在

研究種目：基盤研究 C

研究期間：2007～2008

課題番号：19530116

研究課題名（和文） 女性の政治代表に関する総合研究：国際比較からみた日本の過少代表の分析

研究課題名（英文） Women and Representation in Japan: The Causes of Under-Representation, Seen from International Comparison

研究代表者

衛藤 幹子 (ETO MIKIKO)

法政大学・法学部・教授

研究者番号：00277691

研究成果の概要：

本研究は、日本における女性の政治的過少代表（女性議員が少ない状態）の要因を、国際比較の文脈から分析することを目的に、文献調査、国内調査（関係者へのインタビュー、アンケート）および海外現地調査（クオータ制度）を実施した。その結果、日本女性の過少代表の原因是、選挙制度、政党の態度、政治文化、クオータ制度の有無などから多面的に説明できるが、政治に対する女性の意識や行動が最も重要な要因であることが明らかにされた。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：ジェンダー、政治代表、過少代表、政党、女性有権者

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本における女性の政治的代表性の研究は皆無というわけではない。たとえば、御巫由美子は『女性と政治』(1999年、新評論)の中で女性政治家が少ない一般的な要因について分析している。竹安栄子の「地方政治への女性参画を阻む要因」(京都女子大学『現

代社会研究』第3号、2002年)は、日本の地方議会における女性の過少代表を地域社会の規範意識という政治文化の視点から分析したものである。さらに、岩本美砂子は日本女性の政治的過少代表に警鐘をならしてき(た(たとえば、朝日新聞2004年8月21日)。しかしながら、これらの研究は、日本の過少

代表を多面的な視点からに実証的分析したものではない。また、現在世界的に女性の政治的代表性をめぐる議論が沸騰しているが、こうした研究の動向も、日本ではまだ紹介されていない。

(2) 諸外国において女性の政治的代表性の研究はイギリスとスカンジナビア諸国において盛んであり、最近ではアメリカで高い水準の研究が発表されている。また、アジアや中南米でも関心が高まっている。そして、これらの先行研究は、なぜ女性の政治的代表性を高める必要があるのかという問い合わせから、女性の代表性の促進要因あるいは疎外要因、クオータ制度の是非をめぐる議論まで、幅広い議論を展開してきた。本研究は、まさにこうした豊かな先行研究によって基礎づけられている。しかしながら、これら個々の研究がどのように関連し合いながら、作用しているのか、その鳥瞰的な見取り図が提示されているわけではない。また、女性候補者の増加やクオータ制度導入は、政党や国家主導の「上から与えられた」成果ではなく、こうした進展の背後には必ず強力な女性運動が存在するという事実が指摘されているが、女性運動の影響力行使のありようは明らかにされていない。

2. 研究の目的

本研究は、日本における女性の政治的過少代表の要因を、この分野における国際的な研究の文脈の中に位置づけ、諸外国との比較によって総合的に分析することを目的にしている。先行研究は、女性の政治的代表の多寡が選挙制度、政党の歴史と形態、政治文化、福祉国家の成熟度、ジェンダー・クオータ（女性候補者の優先枠）の有無と性質、さらには女性運動の影響力によって左右されることを明らかにしている。また、女性議員の増加によって政治がどのように変化したのか、実質的な成果も問われなければならない。したがって、本研究は、これらを総合した多面的かつ重層的な観点から世界の先進事例を相対的に観察しつつ、日本における女性の政治的過少代表（under-representation）という現実に切り込み、その要因を総合的に分析する。

3. 研究の方法

(1) 研究では、まず女性の政治的代表生に影響を与える要因を明らかにするための総合的分析モデルを、選考研究と現地調査によって構築する。この分野における欧米の文献は極めて豊富であるが、アジアに関しては英語文献が少ないため、現地調査によって、情報

を獲得する。調査地としては、クオータ制度によって女性の政界進出に一定の成果を上げている台湾、近年「法的クオータ（女性候補者の優先枠を憲法や選挙法で規定）」を導入した韓国、さらにクオータを未だ導入していないマレーシアを予定している。

(2) 分析モデルは、①制度（選挙、政党、福祉政策、クオータ制）、②政治文化（平等観、女性観などを含む）、そして③女性運動の3つの観点から構想され、本研究の理論的支柱となる。

(3) つぎに、このモデルを用いて、日本における女性の政治的過少代表の要因を実証的に分析する。分析にあたっては、先行の選挙研究や各種世論調査など既存の資料を駆使するとともに、インタビューやアンケート調査を行なう。インタビューは、政党（党内要職への女性の登用と女性候補者の待遇の実態、クオータ導入の可能性）、女性候補者（女性議員の増加と政治の変化、立候補をめぐる状況など）、また女性議員を増やす運動を開催している女性団体（組織構成、キャンペーン、政党との関係、影響力）などに実施する。また、有権者を対象とした女性政治家に対する試験的な調査を試みる。

(4) 本研究がテーマとする女性の政治代表をめぐる研究は、国際的な研究ネットワークが構築され、研究者の交流が極めて盛んであり、相互に学びあい、成果の共有化が積極的に進められている。したがって、本研究では、この国際的研究ネットワークとの参加を目指し、関連学会への出席や海外研究者との交流によって、本研究の国際的広がりを図る。

4. 研究成果

(1) 女性の政治的代表性の影響要因～先行研究は、選挙制度、政党の態度、政治文化、そして公的福祉サービス、そしてクオータ制殿有無の5つの要因が女性議員数を左右することを明らかにしている (e.g. Caul, M. 2001. 'Political Parties and the Adoption of Candidate Gender Quotas: A Cross-National Analysis', *The Journal of Politics* 63 (4): 1214-29. Dahlerup, D. and Freidenvall, L. 2005. 'Quotas as a 'Fast Track' to Equal Representation for Women', *International Feminist Journal of Politics* 7(1): 26-48. Dahlerup, D. (ed.) 2006. *Women, Quotas and Politics*. London and New York: Routledge. Darcy, R., Welch, S. and Clark, J. 1994. *Women, Election, and Representation* (second edition, revised). Lincoln and London: University of Nebraska Press. Inglehart, R. and Norris, P. 2003. *Rising Tide: Gender Equality*

and Cultural Change Around the World. Cambridge: Cambridge University Press.
Kittilson, M. 2006. *Challenging Parties, Changing Parliaments: Women and Elected Office in Contemporary Western Europe.* Columbus: Ohio State University Press.
Lovenduski, J. and Norris, P. (eds.) 1993. *Gender and Party Politics.* London, Thousand Oaks and New Delhi: SAGE Publications. Norris, P. 2004. *Electoral Engineering: Voting Rules and Political Behavior.* Cambridge: Cambridge University Press. Opello, K. 2004. ‘Elections: Explaining the Timing of the French Socialist Party’s Gender-based Quota’, *French Politics, Culture & Society* 22(3): pp. 25-50. Opello, K. 2006. *Gender Quotas, Parity Reform, and Political Parties in France.* London, Boulder, New York, Toronto and Oxford: Lexington Books. O’Regan, V. 2000. *Gender Matters: Female Policymakers’ Influence in Industrialized Nations.* Westport, Connecticut and London: Praeger. Paxton, P. and Hughes, M. 2007. *Women, Politics, and Power: A Global Perspective.* Los Angeles, London, New Delhi and Singapore: Pine Forge Press. Rule, W. and Zimmerman, J. (eds.) 1992. *United States Electoral Systems: Their Impact on Women and Minorities.* New York, Westport, Connecticut and London: Praeger. Sanbonmatsu, K. 2006. *Where Women Run: Gender and Party in the American States.* Ann Arbor: the University of Michigan Press. Sawer, M., Tremblay, M. and Trimble, L. 2006. ‘Introduction: Patterns and Practice in the Parliamentary Representation of Women’, in Sawer, M., Tremblay, M. and Trimble, L. (eds.) *Representing Women in Parliament: A Comparative Study*, pp. 1-23. London and New York: Routledge. Tremblay M. 2008. *Women and Legislative Representation: Electoral Systems, Political Parties, and Sex Quotas.* New York: Palgrave Macmillan.). 現在世界各国で採用されている選挙方式は、大きく多数代表 (majoritarian)、比例代表 (proportional representation)、そして多数代表と比例代表との並存 (combined) の3つに分類することができる。これらのうち、女性に最も有利な選挙方式は比例代表である。その理由として、政党の候補者名簿が有権者の判断に大きく影響する比例代表では、政党はより幅広い層の有権者の支持を獲得するために階級、職業、民族、そして性別といったあらゆる社会集団の代表をその名簿に加えようとし、その結果女性にも立候補の機会が与えられるからだと指摘されている。また、政治的資源に乏しい女性の参入が容易なのは、多額の選挙資金や強力な後援会組織を必要としない穏やかな選挙戦となる比例代表であろう。また、選挙区の定数も重要である。複数の当選者が

選出される大選挙区あるいは中選挙区制の場合、政党が複数の候補者の中に女性を加える可能性は高く、女性にも立候補の機会が開かれる。ところが、わずか1議席をめぐる熾烈な選挙戦となる小選挙区制の場合、政党は現職や前職の後継者といった当選の可能性がより高い安全な候補者を立てようとするので、女性のように政界のネットワークに組み込まれていない新人の参入は難しくなる。それゆえ、多数代表の典型例である小選挙区制は、女性にとって最も不利な選挙方式だということができる。候補者の選択に責任をもつ政党が女性候補にどのような態度で臨むのか、政党の姿勢も欠かせない要件である。クオータの採用のほかに、党の重要な役職や意思決定部門に女性を積極的に登用する、あるいは女性の立候補を促進するための教育・研修活動に力を入れるといった女性重視の党運営も、女性の政治的代表の改善に貢献する。また、社会全体に平等主義的な価値観が浸透し、女性が公的領域で活躍することが文化として定着していること、さらに公職とジェンダー役割（出産・育児や介護）との両立を促すような公的福祉政策の充実も、女性の政界進出を後押ししよう。フィンランドとデンマークの成功には、これらの要件が貢献している。しかしながら、民主的な政党政治が発展途上にあり、家父長制が根強く残存し、女性に対する抑圧や差別がなかなか改善されない多くの非西欧諸国においては、こうした女性の政界進出を容易にする条件は整備されていない。その意味で、クオータ、わけても法律型クオータは女性の過少代表を劇的に改善する「即効薬」となる。しかし、クオータ制度には激しい反発や疑惑も提起され、その是非をめぐる論争は、フェミニストの間においてさえ、決着のつかない議論となっていることが明らかにされている。

(2) 女性団体、男女学生、一般的な男女など、305名に対して日本における女性の過少代表という現状についての意見、女性候補者に対する選好、クオータ制度導入への賛否などについて試行的なアンケート調査を実施した。その結果、女性の過少代表を問題視しつつも、女性だからといって必ずしも女性候補者に投票するというわけではなく、しかも女性議員を確実に増やすためにクオータを導入することに賛成ではないという傾向が明らかになった。この結果は、内閣府男女共同参画局が1995年から実施しているポジティブアクションに関する調査、さらには川人貞史東北大学教授らが2005年に行なった選挙におけるジェンダー・ギャップに関する調査（川人貞史・山元一編『政治参画とジェンダー』（【辻村みよ子監修】ジェンダー法・政策研究叢書第8巻）東北大学出版会（2007年）な

どとも一致するものであった。

(3) 2007 年 7 月の参議院議員選挙女性候補者 11 人（自民党 1、民主党 8、社民党 2）にインタビュー及び書面で女性議員数の現状やクオータ制度について意見を聞いた。全員が日本の女性議員数は少ないのでもっと増やす努力をすべきだと考え、手段の一つとしてクオータの導入に賛成であった。とくに民主党の女性候補者の中には、女性問題に关心をもつ候補者も多く、クオータ制の積極的な運用を図るべきだという意見もあった。

(4) 女性の政治的代表性に関心をもつ女性団体（北京 J A C 、 W I N W I N 、市川房枝記念会）の主要メンバー 25 名に①女性議員増加の阻害要因並びに②増加するための有効な方法の 2 点を中心に面接を実施した。その結果、①については、選挙制度（小選挙区制の弊害）、政党の態度（恒常的かつ有効な方策をとっていない）、女性有権者の意識（同性を積極的に応援しようとはしない）といった問題点が指摘された。他方、②については、政党が積極的に女性を登用するよう、ジェンダー・クオータの導入を検討すべきという意見、また女性にかぎらず新人が立候補しやすいような選挙制度（たとえば比例代表の全面導入）に改正すべきといった意見が多かった。

(5) 海外調査の成果～①2007 年 8 月 8～9 日にマレーシアにおける女性の政治代表について、 Sharifah Hassan 博士 (University of Kebangsaan in Malaysia) 並びに Rashila Ramli 博士（同上）に聞き取り調査を行ない、マレーシアでは、クオータは導入されておらず、そのため女性議員がなかなか増えないという実態が明らかになった。②2008 年 3 月 2 日～6 日なで台湾・台南市及び新竹市で調査を行なった。台湾における女性議員の高比率（国政では 30% 、地方議会は平均で 26% ）の背景を知ることを目的に、高雄市議会議員（国民党）陳麗娜氏、台南市議会議員（民進党）邱莉莉氏、国立成功大学政治経済研究所蔣麗君准教授（政治学）、国立清華大学社会学研究所周碧娥教授（社会学）などにインタビューした。台湾では、「保障名額」と呼ばれる女性への議席割り当て制度（割り当て率 25% ）が憲法に基づいて実施されており、これに女性運動の影響力の強さや政党間の競合などが相まって、女性の政界進出が強力に支援されていることがわかった。③2008 年 9 月 2 日～5 日オストロ大学ジェンダー研究所所員及びノルウェー・社会科学研究院で調査を行なった。ノルウェーでは「企業管理職の 40% を女性とする」という強制的クオータが導入され、企业文化の変化がおこっていることが明らかになった。④2009 年 2 月 23 日～2

月 26 日韓国女性開発院（ソウル）にて、韓国における法的クオータ導入の経緯について調査した。法的クオータの導入は、政党間競争、民主化勢力派の大統領（金泳三、金大中）の登場、女性運動の隆盛が政策の流れとなり、タイミングよく合流したことによって実現したことが明らかになった。

(6) 学術交流～①2007 年 8 月 1 日～8 月 5 日：第 5 回アジア研究者大会出席。②2007 年 11 月 13 日～17 日：北東部アメリカ政治学会年次総会にて報告し、その日 11 月 18 日～21 日には、ニューヨーク市立大学ジョイス・グループ教授と研究交流。③2008 年 8 月 28 日～31 日米国政治学会（APSA）出席、パネル 31-19 にて報告。④2008 年 9 月 3 日オストロ大学大学院日本語学科の学生（院生・学部生）と教員に「日本の女性と政治」について講演（英語）。⑤2008 年 11 月 14 日～22 日北欧アジア研究所のセシリア・ミルウォーツ博士と研究交流（女性と政治に関する日中比較）。

(7) 結論～本研究では、女性の政治代表の多寡に影響する要因として、選挙制度、政治文化、政党の態度、公的福祉政策、クオータ制度の有無、そして政治に対する女性の意識や行動があることを先行研究から明らかにした。これらの要因モデルをわが国に適用し、日本における女性の過少代表の理由を分析すると、いずれのモデルもネガティブな影響をもたらしていることがわかる。わが国の選挙制度は国政では一部比例が導入されているものの、選挙区制を中心としており、これは女性に有利な制度ではない。地方選挙ではいわゆる大選挙区制が実施され、女性にも参入しやすい制度ではあるが、地域社会に残存する伝統的な慣習、とりわけ家父長的文化が女性の立候補を制約することになっている。事実、こうした社会的規範が薄い都市部では地方議会における女性の進出は高い。今日、日本の政党の多くは男女平等を唱え、選挙においても女性候補者を積極的に登用することを公約に挙げる場合も少なくない。しかし、その優先順位は低い上、ヨーロッパの政党にみられるような、党規約によるクオータ制度の規定を持っているところは皆無である。規定によって定める当の方針として高く掲げるのでなくては、女性候補者を増やし、ひいては女性議員を増加させることは難しい。女性の社会進出を推進するうえで、女性のジェンダー役割を軽減し、支援する公的福祉サービスは不可欠な要素である。わが国では、この種の様々なサービスが提供されているが、十分とは言いがたい。しかも、現行の日本の福祉国家モデルは従来の男性稼ぎ主モデルであるため、女性の社会的平等の基盤づくりには不十分である。さて、以上に述べた

要因の基礎となるのが、女性の意識や行動、とりわけ女性運動である。先行研究は女性の強力な声なくして、女性議員を増やすためのいかなる方法も実現しないことを示している。なかでも、クオータ制度の導入において女性運動の圧力不可欠である。日本政治において、クオータはほとんど注目されてこなかった。日本の政党にクオータ導入の誘因が働くかるのは、自民党の圧倒的な強さのために政党間の競争が弱い、また新党が結成されても、既存政党の枠組みの中での離散と集合なので新機軸を打ち出す余地がない、さらにイデオロギーの面では、近年日本政治が市場型リベラリズムの傾向を強めているといった理由が考えられる。しかし、最も大きな要因は、女性議員の増加やクオータを求める女性運動の停滞である。わが国でもクオータ導入を訴える女性団体は存在するが、運動の参加者は、全体でもせいぜい300人足らず、その影響力は極めて小さい。女性の政治的過少代表とクオータ制度に対する日本女性の関心は低い。日々の生活から立ち上ってくる女性の要求は市民社会の中で展開する女性運動や社会活動のかなで、公的な課題とされ、さらに政治的イシュウとなって、政策化される。より重要なのは、市民社会と政治制度との結びつきである。女性運動や女性の政治的活動が政治制度（議会、政党、選挙）に結合し、両者に積極的な交流がみられるとき、女性の政治的代表性の向上が図られるものと考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

- ① 衛藤幹子「女性の過少代表とクオータ制度—特定集団の政治的優先枠に関する考察ー」『法学志林(法政大学法学部紀要)』第104巻第4号、1-46頁、2007年3月、査読無
- ② 衛藤幹子「アジアの女性の政界進出を誇る台湾、その秘密は何か」『マンスリー北京 JAC』第115号、3-6頁、2008年4月、査読無
- ③ Mikiko Eto “Vitalizing Democracy at the Grassroots: A Contribution of Post-War Women’s Movements in Japan”, *East Asia: An International Quarterly*, Vol. 25: No. 2, pp. 115-143, June 2008 , 査読有

〔学会発表〕(計 4 件)

- ① 衛藤幹子「女性の過少代表とクオータ制度—特定集団の政治的優先枠をめぐる考察」2007年6月10日 日本女性学会大会、法政大学(市ヶ谷キャンパス)、第4分科会
- ② 衛藤幹子「女性の過少代表とクオータ制度—特定集団の政治的優先枠をめぐる考察」2007年10月7日 日本政治学会研究大会、明治学院大学(白金台キャンパス)、R7民主主義論
- ③ Mikiko Eto, “Women and Representation in Japan: The Causes for Political Inequalities, Seen from International Perspectives”, the Northeastern Political Science Association and International Studies Association-Northeast, 39th Annual Meeting, Crowne Plaza Hotel, Philadelphia, Pennsylvania, November 15-17, 2007, Panel L3, Gender in Political Institutions - American and Comparative Perspectives.
- ④ Mikiko Eto, “Women’s Autonomous Organizations, Civil Society and Democracy: How Women’s Agencies Link Demands to Politics, Seen from a Comparative Perspective”, 104th American Political Science Annual Meeting & Exhibition, August 28-31, 2008, Boston, MA, Panel 31-19 “Organizing, Gender, Social Movements” .

6. 研究組織

(1)研究代表者

衛藤 幹子 (ETO MIKIKO)
法政大学・法学部・教授
研究者番号: 00277691

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし